

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|--------------|-----------|
| 一般県道 | 大浜小天線 | 玉名郡横島町大字横島字神崎尻 10675番2地先から 同所 同字 10675番1地先まで | 93.5 | 24条 工事 |

2 供用開始する期日 平成16年1月30日

熊本県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年1月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|--------------|-----|
| 主要地方道 | 菊池鹿北線 | 鹿本郡菊鹿町大字松尾字谷相 2761番2地先から 同所 字田中 1298番 地先まで | 1,048.0 | 緊道整 |

2 供用開始する期日 平成16年2月2日

公 告

熊本県公告第64号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷 義子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称
平成16年度県庁舎等清掃業務委託

(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成16年度県庁舎等清掃業務委託業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうち、要綱別表の営業種目建物清掃の入札参加資格を有すると決定された者で、かつ、その格付けが「A」と決定された者であること。

(2) 過去2年間のそれぞれの年において、1年間を通じた建物の日常清掃業務契約の延床面積の計が6万平方メートル以上の実績がある者であること。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成16年1月30日(金曜)から平成16年2月25日(水曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課管理係(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 3304
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成16年1月30日(金曜)から平成16年2月25日(水曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成16年2月6日(金曜)午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館2階 管財課分室
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成16年3月22日(月曜)午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館2階 管財課分室
 - (5) 入札書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年3月19日(金曜)午後5時15分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札日までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定の方法